

令和7(2025)年度社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査結果

1 指導監査について

栃木県では、社会福祉事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）等に基づいて、栃木県が所管する社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を実施しています。

2 指導監査結果

(1) 法人・施設別実施状況〔単位：件〕（対象数は、令和7（2025）年4月1日時点）

ア 社会福祉法人

区分	対象数	指導監査 計画数	実施数	文書指摘 法人数
社会福祉法人	100	25	25	18

イ 社会福祉施設、事業所

区分		対象数	指導監査 計画数	実施数	文書指摘 施設数・ 事業所数
保護施設等 計		4	1	1	1
	救護施設、授産施設	4	1	1	1
高齢者福祉施設等 計		2,032	422	422	186
老人福祉施設等	軽費老人ホーム	13	3	3	1
	特別養護老人ホーム	114	34	34	11
	地域密着型特別養護老人ホーム	78	21	21	9
	養護老人ホーム	9	2	2	0
	有料老人ホーム	109	24	24	14
	サービス付き高齢者向け住宅	134	20	20	11
	小計	457	104	104	46
介護保険施設	介護老人福祉施設	114	34	34	18
	介護老人保健施設	52	15	15	12
	介護医療院	10	2	2	1
	小計	176	51	51	31
居宅サービス事業所	訪問介護	282	39	39	14
	訪問入浴介護	17	2	2	0
	訪問看護	152	12	12	2
	訪問リハビリテーション	58	3	3	0
	居宅療養管理指導	1	0	0	0
	通所介護	348	77	77	34
	通所リハビリテーション	49	15	15	8
	短期入所生活介護	205	62	62	28
	短期入所療養介護	60	16	16	7
	特定施設入居者生活介護	57	13	13	3
	福祉用具貸与	86	14	14	7
	特定福祉用具販売	84	14	14	6
	小計	1,399	267	267	109

区分		対象数	指導監査 計画数	実施数	文書指摘 施設数・ 事業所数	
障害者（児）福祉施設等 計		1,557	277	340	133	
	障害者支援施設・ 障害児入所施設・児童 発達支援センター	障害者支援施設	38	9	9	2
		障害児入所施設	8	8	8	1
		児童発達支援センター	7	6	6	1
		小計	53	23	23	4
	障害福祉サービス 事業所等	居宅介護	125	11	12	0
		重度訪問介護	86	9	10	0
		同行援護	41	3	4	1
		行動援護	8	1	1	0
		療養介護	2	0	0	0
		生活介護	158	21	25	7
		短期入所	117	14	21	4
		自立訓練（生活訓練）	11	2	2	2
		就労移行支援	21	5	5	3
		就労継続支援A型	71	27	28	18
		就労継続支援B型	183	39	39	24
		就労定着支援	11	3	3	2
		自立生活援助	4	1	1	0
		共同生活援助	150	20	41	9
		一般相談支援（地域移行支援）	37	2	2	0
		一般相談支援（地域定着支援）	37	2	2	0
		小計	1,062	160	196	70
	障害児通所支援 事業所	児童発達支援	150	36	46	22
		放課後等デイサービス	260	48	64	34
		居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	0
		保育所等訪問支援	31	10	11	3
		小計	442	94	121	59
児童福祉施設等 計		612	344	344	150	
	児童福祉施設	助産施設	2	0	0	－
		乳児院	3	3	3	2
		母子生活支援施設	1	1	1	1
		保育所（保育所型認定こども園含む）	210	207	207	83
		幼保連携型認定こども園	106	106	106	52
		児童厚生施設	39	0	0	－
		児童養護施設	11	11	11	6
		児童心理治療施設	1	1	1	0
		児童自立支援施設	1	0	0	－
		児童家庭支援センター	2	0	0	－
		小計	376	329	329	144
	その他施設	認可外保育施設	13	12	12	5
		児童自立生活援助事業	14	0	0	－
		小規模住居型児童養育事業	3	0	0	－
		里親	112	0	0	－
		指定保育士養成施設	7	1	1	0
		学校法人 （保育所又は幼保連携型認定こども園を運営する法人に 限る）	87	2	2	1
		小計	236	15	15	6

区分		対象数	指導監査 計画数	実施数	文書指摘 施設数・ 事業所数
合計		4,305	1,069	1,132	488
(内訳)	ア 社会福祉法人	100	25	25	18
	イ 社会福祉施設、事業所	4,205	1,044	1,107	470

(2) 主な指摘事項

ア 社会福祉法人

項目	主な指摘事項
理事会・評議員会	理事会の決議を要する事項（評議員会の招集等）について、決議が行われていない。
	評議員会又は理事会の議案について、特別の利害関係を有する評議員又は理事の存否について確認していない。
評議員・役員の選任	評議員又は役員となることができないもの（欠格事由）、各評議員又は各役員と特殊な関係にないことを確認していない。

イ 社会福祉施設、事業所

○高齢者福祉施設等

【老人福祉施設】

項目	主な指摘事項
勤務体制の確保	基準上必要となる人員が配置されていない。必要な研修を受講していない職員が配置されている。職員の兼務体制が勤務表上明らかでない。
非常災害対策	風水害、震災等に対処するための訓練が実施されていない。
身体的拘束等適正化	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が三月に一回以上開催されていない。

【有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅】

	主な指摘事項
身体的拘束等適正化	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が三月に一回以上開催されていない。身体的拘束等の適正化のための研修が実施されていない。
非常災害対策	消防及び風水害、地震等の災害に対処するための訓練が実施されていない。
衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が開催されていない。必要な研修及び訓練が定期的の実施されていない。

【介護保険施設】

項目	主な指摘事項
口腔衛生管理	歯科医師等の技術的助言等に基づく入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していない。月1回程度の入所者の口腔の健康状態の評価を実施していない。
非常災害対策	風水害、地震等の災害に対処するための訓練が実施されていない。水防法に基づく洪水浸水想定区域内に位置しているが、避難確保計画が作成されていない。
利用料等の受領	教養娯楽費及び日用品費として、自由な選択に基づいて行われたものの対価として徴収するべきところ、入所者から一律に支払いを受けている。

【居宅サービス事業所】

項目	居宅サービス事業所
非常災害対策	風水害、地震等の災害に対処するための訓練が実施されていない。土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画が作成されていない。
勤務体制の確保等	職場におけるハラスメントを防止するため事業主の方針の明確化、窓口の設置等の措置が講じられていない。従業員の兼務関係が勤務表上明確でない。
衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が開催されていない。また、研修及び訓練が定期的には実施されていない。

○障害者（児）福祉施設等

【障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業所等】

項目	主な指摘事項
衛生管理等	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないための措置が講じられていない。
勤務体制の確保等	職場におけるハラスメント対策が実施されていない。
非常災害対策	非常災害の発生時における利用者の安全の確保を図るための非常災害対策計画が策定されていない。
安全計画の策定等	障害児の安全の確保を図るための安全計画が策定されていない。

○児童福祉施設等

【保育所】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	消火訓練を毎月 1 回以上実施していない。
入所者支援	学校保健安全法に準じた園児の健康診断を、年に 2 回以上実施していない。
業務の質の評価	自己評価を実施していない。

【幼保連携型認定こども園】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	消火訓練を毎月 1 回以上実施していない。
入所者支援	園児の健康診断を、年に 2 回以上実施していない。
業務の質の評価	自己評価を実施し、その結果を公表していない。

【児童養護施設等】

項目	主な指摘事項
業務の質の評価	自己評価を実施し、その結果を公表していない。
非常災害対策	消火訓練を毎月 1 回以上実施していない。
健康診断	学校保健安全法に準じた児童の健康診断を年に 2 回実施していない。

【認可外保育施設】

項目	主な指摘事項
保育に従事する者の数	常時、保育に従事する者が複数配置されていない。
非常災害対策	消火訓練を毎月 1 回以上実施していない。

会計経理	経理規程等に定めるところにより経理事務処理が行われていない。
決算関係書類	一部の計算書類について、理事会及び評議員会の承認を受けていない。
	計算書類、注記、附属明細書及び財産目録が適切に作成されていない。
登記	法人が登記しなければならない事項について、期限まで（理事長の登記は変更後 2 週間以内、資産の総額の変更登記は会計年度終了後 3 か月以内）に登記がなされていない。